

来年度小学校へ入学する子は

麻疹(はしか)・風しんの2期接種を受けましょう

平成18年4月1日、6月2日の政令改正により、麻疹と風しんの予防接種の受け方が、2回接種に変わりました。1期は1歳の子、2期は次年度小学校に入学(幼稚園・保育所等の年長児に相当)する子です。

今回の改正で、追加された2期の対象者には、従前の麻疹及び風しんの単独ワクチンを、それぞれ1回接種した子も該当します。また未接種の子は、それぞれの単独ワクチンを接種後、2期の混合(MR)ワクチンを、平成19年3月31日までに接種してください。(ただし、麻疹又は風しんにかかった子は、かかっていない方の単独ワクチンを接種してください。)

また、今年度の1期、2期対象者以外で2歳から7歳半まで(法令改正前の対象者)の未接種の子は、麻疹及び風しんの単独ワクチンを接種することができ、平成19年3月31日までに接種してください。なお、予防接種料金は無料ですが、予防接種を受けるときは、事前に医療機関に受付時間等を確認してください。

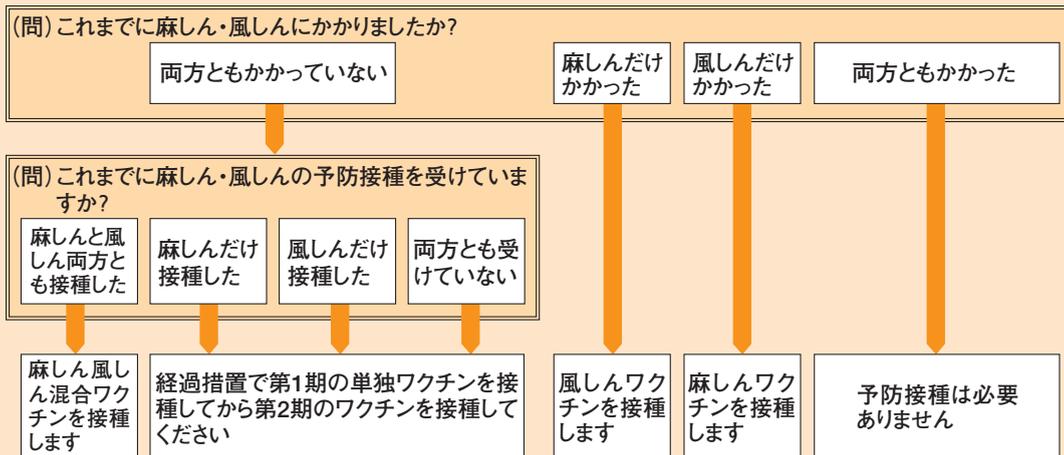
▼問い合わせ先

健康福祉課 健康増進係

☎ 9132

麻疹・風しん予防接種の受け方 (平成18年6月2日改正)

第2期 幼稚園・保育所等の年長児に相当する子 (5歳以上7歳未満で平成19年度に小学校入学予定の子)



経過措置 2歳以上7歳半未満の子のうち麻疹・風しんワクチン未接種の子 (平成19年3月31日までの経過措置で第1期に相当)

